

第 2 1 回国民生活センター分科会

議 事 録

内閣府国民生活局

第 21 回国民生活センター分科会 会議次第

日 時 : 平成 21 年 8 月 17 日 (月) 午後 2 時 00 分～ 4 時 58 分

場 所 : 内閣府本府庁舎 5 階特別会議室

議事次第

1 開 会

2 議 題

(1) 平成 20 年度における業務実績の評価について

①項目別評価表について

②総合評価表について

(2) 中期目標・中期計画の変更について

(3) その他

3 閉 会

○山本分科会長 それでは、定刻を若干過ぎておりますので、ただいまから内閣府独立行政法人評価委員会第 21 回国民生活センター分科会を開催いたします。

確認でございますが、本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足の要件を満たしており、有効に成立しております。

それでは、まず事務局の方から、本日の配付資料について御確認、御説明をお願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 まず、資料の確認をさせていただきます。

資料 1 - 1 ですが、「平成 20 年度における業務実績の項目別評価表(案)」でございます。

続けて資料 1 - 2、「平成 20 年度における業務実績の総合評価表(案)」でございます。

続いて、資料番号はついておりませんが、「独立行政法人国民生活センター中期目標及び中期計画の変更について」でございます。

次に、参考資料 1「業務の実績に関する評価基準」。

参考資料 2「平成 20 事業年度財務諸表」。

参考資料 3「独立行政法人評価委員会及び分科会の開催予定」。

参考資料 4「『独立行政法人の役職員の給与等の水準』の活用について」となっております。よろしゅうございましょうか。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題の方に入らせていただきます。

議事次第の方にもお示ししておりますように、今日のスケジュールといたしましては、最初に、配付されております平成 20 年度における業務実績の項目別評価表をもとに、各項目ごとの分科会としての評価を確定していただきます。次いで、平成 20 年度における業務実績の総合評価表であります。これにつきましては、各委員の個別意見をもとに事務局が議論のためのたたき台を作成いたしましたので、この案に基づいて御審議いただきます。併せて、財務諸表につきましても御検討をお願いしたいと考えております。

それから、主な議題の 2 といたしましては、中期目標・中期計画の変更について御審議をいただきます。これは、内閣府から説明を受けた後、御議論いただきたいと考えております。

なお、本日の分科会は公開でありますけれども、国民生活センターの実績の評価について議論をいたしますので、評価の対象者である国民生活センター役職員には別室にて待機していただき、委員からの御質問等に対応する際に入室していただくということとしたいと存じます。従来と同様の運びでございますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、まず項目別評価表に基づく評価の作業でございます。

これは、例年、評価項目が非常に多数にわたることから、委員各位の評価が同じ項目は確認程度にとどめまして、評価が分かれた部分について御審議をいただき、それで

分科会の評価を確定していただくという作業を実施してまいりました。今年各委員の評価を拝見しますと、A評価が全てであるということでございます。それに関連して御確認いただきたいのは、A-という評価をつけられた委員がいらっしゃいますけれども、本日配付しております参考資料1、これは前回の当分科会にも配付されましたし、また、今年の2月に開催されました分科会において皆様に御決定いただいた評価基準であります。そこに示されておりますように、評価は原則A、B、C、Dの4段階で行い、特に優れた業務実績を上げていると判断された場合に、例外的にA+と評価できるということです。これはほとんど当初からこのやり方でやっております、委員の皆様も御承知のところでもあります。したがって、当分科会の決定に従いA-という評価はないということでございますので、とりあえず、この段階ではAというふうに判断させていただいてよろしゅうございますでしょうか。そうであれば、全員Aということになりますので、項目別評価表の分科会評価の指標欄、項目欄は全てAということになるかと思っております。その上で、A-をつけた委員も、そうでない委員も、いろいろ個別に意見を記述されておりますので、その個別意見の取り扱いについて次にお諮りする、そういう順番になるかと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○大河内委員 マイナスをつけたのは私ですけど、一旦ここに載るということで、全く同じAではないので、でも、Bにするのもというような気持ちだけですので、今おっしゃったことで。

○山本分科会長 そうですね。ほかの委員の個別意見の中にはAという評価を理由づける意見もありますが、若干注文をつけるような意見もあります。それらの委員も同じ考え方だと思います。しかし、評価はAとし、あえてA-はつけておられないということでもありますので、そこは合わせていただければというふうに思います。

次に、いろいろ記述していただいた意見の取り扱いですけれども、これにつきましては、私の認識では、従来も各委員の個別意見を分科会として調整をして、項目別評価表に一本化して記述するというようなことは行なっておりません、これはあくまでも、この分科会でのこの後の総合評価表の記述を審議する際に参考にする。総合評価表は分科会として一本化し、総務省にも報告して公表するものですので、そちらの方の審議の参考にしていただく。また、この分科会の上の親委員会における審議においても、この評価理由欄の個別意見を参考にしていただく。更に、法人におかれても次年度以降の取り組みにおいて参考にしていただく。以上のようなことであつたかと思っております。そうであれば、意見についても、ここでこれを審議して意見の書きぶりを決定するというにはならないであろうと思っております。そこで、特段の御異論がなければ、次の総合評価表の記述をどうするか、この審議に例年、非常にたくさんの時間を費やしており、重要ですので、その議論の中において、各委員から個別意見をもとに、こういうふうに記述を書き改めるべきであるとか、更にこういった記述をつけ加えるべきであるとかという御意見をいただくという形で生かしていったらどうかと思うのですが、そういうやり方でよろしゅうございますでしょうか。

それとも、やはり総合評価表の記述の議論に入る前に、ぜひあらかじめ項目別評価表の評価理由欄の記述の段階で何か意見を交換しておく必要があるというお考えをお持ちでしょうか。その点を伺いたいと思うのですが。

○大河内委員 マイナスのところにごちゃごちゃ書いてありますけれども、私の場合は、どちらかという国民生活センターの方に読んでいただければそれで結構ですので、ここで特段にそのところを話し合うつもりではありません。

○山本分科会長 今日、全体の時間の配分もございますけれども、A、B、C、Dの評価は今年は非常にスムーズにといいますか、余り時間をかけることなく確定していただきましたので、こここのところについて、なおセンターの方に入っていただいて何か質問があるとか、特段この点についてはぜひ意見交換をしておきたいという御希望があれば、それも可能かとは思いますが。そうでなくて、読んでおいていただければよろしいということであれば、次の総合評価表の審議に入らせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。大河内委員だけでなく、ほかの委員もさまざまな個別意見を書かれておられますので、議事の運びとしてはどちらがよろしいか、その点ちょっと御意見を伺いたいのですが。

○伊集院分科会長代理 私も、基本的に今回は評価の違いがありませんので、スムーズにAという形で並んでおりますので、それに対して、一応Aとは評価するけれども、こういうことも今後気をつけたり努力をしていただきたいというような意味合いも含めて書いておりますが、それは国民生活センターの方々に認識していただければいいかなというふうにも思いますので、大河内さんと同じ考えです。

○山本分科会長 では、特段ここで何かある事項を特に取り上げて御質問するとか、意見交換するとか、それほど必要性はないということですね。

○伊集院分科会長代理 はい。

○山本分科会長 ほかに。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、評価理由欄の各委員の個別意見の記載につきましては、そのような扱いにさせていただきます。そして、確認でございますが、議題(1)①の「項目別評価表について」は、分科会の評価としては、指標欄、項目欄、全てAということで確定させていただきます。

続きまして、議題(1)②の総合評価表の方の審議に移らせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、お手元に資料1-2というA3判の資料が配付されてございます。これは、先ほども申し上げましたように、各委員から御提出いただきました意見を踏まえて、たたき台として作成していただいたものであります。例年もそうでございますが、各項目ごとに事務局から案を読み上げていただきまして、その内容につきまして逐次御審議をいただくということにしたいと思っております。これは最終的に、評価委員会の方でオーソライズされた後、総務省の方に評価委員会の意見として報告するものでありますから、できるだけ文言も含めて今日中に確定させていただきたい。極めて微細な項目、あるいは時

間の関係上、必ずしも調査がなお十分でないというような項目が例外的に残りましたら、それは更に後日の作業が若干残るということもあり得ますけれども、できるかぎり本日で確定していただければというふうに考えております。

それでは、事務局から読み上げの方をよろしく願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 資料1-2の業務実績の総合評価表であります。

最初に、「I. 項目別評価の総括」、その中の「1. 業務運営の効率化に関する事項」。右側の評価でございます。

1. 一般管理費及び業務経費の執行に関して

(1)一般管理費(人件費を除く)は、中期計画で定めた効率化係数(3.0%)に基づき、平成20年度予算額の削減を行なった。

(2)業務経費(当初予算ベース)は、中期計画で定めた効率化係数(1.0%)に基づき、平成20年度予算額の削減を行なった。

(3)一般競争入札等の活用により、経費の効率的な執行に努め、目標値(予算額)を超えた削減実績を達成したと認められる。今後も更なる入札の実施や事業経費の削減に努められたい。

2. 人件費に関して

総人件費については、対平成17年度増減率は平成20年度においてすでに5%の削減となっており、総人件費の削減計画は着実に実施されていると認められる。引き続き人件費の改革を続けられたい。

3. 給与水準に関して

(1)毎年、国家公務員の給与水準との差を着実に縮減させてきており、当該事業年度においても取り組みを実施し、公表したことは認められる。

(2)地域・学歴勘案指数においては、なお5.4%の差が残存しており、引き続き給与水準の適正化に努められたい。

4. 随意契約の見直しに関して

(1)随意契約(企画競争・公募を除く)の割合は、契約件数で37%(平成19年度63%)、契約金額で30%(平成19年度53%)とそれぞれ減少した。

(2)随意契約見直しの取り組みが着実に進められているが、一般競争入札などの適正な契約の更なる実施を求めたい。

5. 保有資産の有効活用に関して

(1)相模原事務所については、企画・管理・運営業務の民間競争入札(市場化テスト)により入札を実施し、平成21年度から3カ年の契約を締結したことは、保有資産の有効活用に資するものと認められる。

(2)東京事務所については、消費者への情報提供や行政機関との連携等において東京事務所が果たしている役割を踏まえ、同事務所の機能が十分に発揮できるよう、消費者行政の強化につながる移転先の確保を平成25年度までに図られたい。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま読み上げていただきましたブロックについて、御意見、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○大森委員 まず1の(3)の最後の文章ですけれども、「今後も更なる入札の実施や事業経費の削減に努められたい」と。「今後も更なる入札の実施」というのは何ですか。これは意味がわかりにくい。

○松風国民生活情報室室長 競争入札を推進しなさいという意味だと理解しました。

○大森委員 そうしたら、それはそう書かなければいけないよね。これは(3)のところだから、一般競争入札を活用して削減実績を上げたんですよね。それについて今後も努められたいだから、「更なる入札の実施」だとどういう入札かわからないよね。「今後も更なる削減に努められたい」でいいんじゃないですか。

○山本分科会長 「今後も一層競争入札等の促進を図り、事業経費の削減に努められたい」ということで、いかがでしょうか。ここは非常に短いスペースで苦心して文章をつくっていただいていますけれども、少し詰め過ぎでわかりにくいということですので。

○大森委員 そうですね。今、部会長がおっしゃったようなことで。

○山本分科会長 ええ。「今後も一層一般競争入札等の促進を図り、事業経費の削減に努められたい」と修文させていただきたいと思います。

○大森委員 次は、3の(1)ですけど、「当該事業年度においても取り組みを実施し、公表したことは認められる」と。これも当たり前なので。この「取り組み」というのは、削減させたことでしょうか。

○松風国民生活情報室室長 はい。

○大森委員 「削減させてきており、当該事業年度においても取り組みを実施し」まではわかるかな。「その結果を公表した」でいいんじゃないですか。公表したことが認められるというのは変だと思ふな。「公表した」でいいんじゃないですか。ちょっとそういうふうに思ったんですけれども。

○山本分科会長 では、「当該事業年度においても取り組みを実施し」の次ですが、「その結果を公表した」でピリオドということにさせていただきます。

○大森委員 それから、これは質問ですけど、4番の(1)で、割合は、文章は37%と30%それぞれ減少したんですよね。それで、括弧の中ですけど、この63%の意味は何でしょうか。契約件数で37%減ったんですよね。平成19年度は63%減ったということですか。

○山本分科会長 これは元数のことじゃないでしょうか。減少幅が本文で書かれていて、括弧内は統計数値で。

○大森委員 誤解を与えるね。括弧を書かなければいけないですか。平成19年度のこと。それを比較するのだったら、平成19年度は前年度に比べてどのぐらい減少したかと書かないと比較にならないんじゃないかと思ったんですけど、私の勘違いかもしれない。

○松風国民生活情報室室長 この数字は契約件数の割合なものですから、減少率を示して

いるというわけではないんです。例えば、19年度が63%の随契だったものが20年度は37%に落ちましたと、そういう意味でございます。

○大森委員 では、そう書いた方がいいね。割合は平成19年度63%が37%へ、契約金額は平成19年度53%が30%へ、そう書かないとわからない。

○松風国民生活情報室室長 はい。

○山本分科会長 これは全部平の文に引き直して、「契約件数で平成19年度63%が37%へ、契約金額で平成19年度53%が30%へそれぞれ減少した」と。

○大森委員 ええ、その方がわかりやすい。

それから、その下の(2)ですけど、「随意契約見直しの取り組みが着実に進められているが」、これはいいですね。「一般競争入札などの適正な契約の更なる実施を求めたい」というと、適正な契約が一般競争入札なので、明白に随意契約というのは適正じゃないということになる。私は「適正な」は要らないんじゃないかと思う。「一般競争入札など」というのが怪しいんですけど。随意契約に対して、もうちょっと違う入札の方式があるからという意味だと思うけれども、「一般競争入札などによる更なる実施を求めたい。」かな。ここに「適正な」という形容詞が入っていることにちょっと違和感があります。

○山本分科会長 これは「一般競争入札などの一層の促進」ですかね。

○大森委員 ええ。「一層の促進を求めたい」と。

○山本分科会長 「などによる・・・実施」というと全体の文章がちょっとつながりが悪くなりますので、「一般競争入札などの一層の促進を求めたい」ですね。

○大森委員 ええ。

○山本分科会長 それでは、その文はそのように改めさせていただきます。

○大森委員 もう1つあるんですけど、5番の(2)の末尾のところですが、「十分に発揮できるよう、消費者行政の強化につながる移転先の確保」がわからないので、「同事務所の機能が十分に発揮できるような移転先の確保」でいいんじゃないですか。これを入れないといけないんですか。御意見があったんですか。

○松風国民生活情報室室長 はい。財務省の有識者会議において、品川税務署を移転することになったが、併せて合築されている東京事務所も移転を検討する必要があると言及されましたが、その部分の書きぶりがこのように書いていただいた経緯がございます。

○大森委員 そういう文章なの。

○松風国民生活情報室室長 はい。

○山本分科会長 そうですね。これは、項目別評価表のところには理財局の方に設置された報告書の内容が紹介されておりますので、その書きぶりをここで一応生かしたということのようでございます。

○大森委員 「強化につながる移転先」でわかるんですか。そこで言われたから繰り返している。

○山本分科会長 こういう分野は言葉が非常に踊るといえるか、シンボル化して使われるよ

うな面があり、スローガンが一般の人からすると理解し難いけれども、ある種の意味を持つという世界でありますので。

○大森委員 わからない。なくてもいいと思うね。わざわざそれを復唱することはないと思うけど。復唱しないと怒られますか。

○山本分科会長 当分科会の評価ですから、皆さんの御意見で決めたいと思いますが、ほかの方はいかがですか。

○大森委員 私はそんなに固執しません。あってもいいと思うけれども、普通の人を読むと何か変です。これは非常に強いですね。機能が十分発揮できれば済むだけじゃなくて、移転先が更に消費者行政の強化につながるといけないんですね。説明せよと言われると、消費者団体の人たちがいろいろな意味で活動できるような拠点にしたいということが一番眼目でしょう。

○大河内委員 便利な場所とか、そういうような意味だろうと思うんですけど。

○大森委員 そういうような意味でしょう。「消費者行政の強化」は強いと思うな。つながらなかつたらどうするんだと思って心配になったりするんだけど。私はそんなに固執しません。これはこのまま置いておいた方がよければいいですし。

○山本分科会長 ここはこれで多数意見で。多数意見が削除であれば、そのようにしたいと思いますが。

○伊集院分科会長代理 私も、最初見たときに「消費者行政の強化につながる移転先」というのは何かおかしい、違和感を感じたんですけど、今回は今おっしゃったような意味合いで書かれているということだろうと理解をいたしましたけれども、やはり一般の国民の方がこれを読んだときには、どういうふうな意味合いだろうと疑問を呈されるだろうというふうには思います。率直に最初感じた意見です。

○山本分科会長 そうすると、伊集院委員も削除意見ですか。削除意見が2票入っております。私は、キープするという意見の方に1票入れさせていただきます。ほかの委員の皆様御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松風国民生活情報室室長 1つ経緯を申し上げれば、国民生活センターとも、この案文については、いろいろ議論をして、確保することについての国民生活センターの意思を表明したというふうに理解しております。

○山本分科会長 この分科会の評価意見というのは、今後、内閣府の評価委員会、それから総務省においてオーソライズされて、政府部内のさまざまな折衝においても、一定の役割を果たすのかもしれない。そういう意味合いもあるということであれば、わかりにくけれども、キープするという考え方もあるかと思いますが。

○大森委員 では、「発揮でき、消費者行政の強化につながる移転先」と。

○山本分科会長 では、そういたしましょうか。

○大森委員 そうすると、今の室が非常に鮮明に強化される。そうすると、センターの方はいい。「できるよう」というのはちょっと前のめり。「でき、」と全部「移転先」につ

なげてしまう。それならば、今の趣旨が生きるんじゃないでしょうか。

○山本分科会長 では、そのように修文するという事で、委員の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

では、「るよう」を取ることにいたします。

大森委員からは一当たり御意見をちょうだいしましたが、ほかの委員の皆様、最初のブロックについて御意見はございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、Iの「1. 業務運営の効率化に関する事項」につきましては、御審議いただいた内容の修正を前提として原案を維持するという事で、御決定いただいたということにさせていただきたいと思えます。

それでは、次、お願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。評価の方でございますが、

1. P I O - N E T の刷新当に関して

苦情相談情報の収集方法に関するアンケート結果を踏まえ、情報の受付から登録までの再検討を行なった。寄せられた意見を踏まえて、次期システムの仕様書（要件定義書）を作成し、総合評価落札方式で調達を実施するなど、計画を適切に実施したと認められる。

2. 「早期警戒指標」の整備に関して

(1)平成21年度からの運用開始に向け、警察庁や消費生活センター等での試運転を行なった。

(2)平成21年度からの運用開始に向け、適切に準備作業を実施したと認められる。

3. 「事故情報データベース」の整備に関して

(1)平成21年3月に総合評価落札方式による入札公告を実施。平成21年度には「事故情報データベース」の運用開始を目指す。

(2)平成21年度の「事故情報データベース」の運用開始に向け、適切に準備作業を実施したと認められる。運用開始に向けて、情報の共有化を図る関係省庁との連携は肝要であり、今後そのための調整と連携先の拡大を図ることが必要である。

4. 「消費者トラブルメール箱」の運用に関して

多数案件や新規手口の案件など重要性の高いものについて、消費者トラブルの解決策やアドバイス、未然防止のための情報を国民生活センターのホームページで目標の50件が提供された。

5. 調査研究に関して

「学童保育の安全に関する調査研究」という、時節に合ったテーマを取り上げたと認められる。

○山本分科会長 ここで切っていただきたいと思います。どうもありがとうございました。では、今のブロックにつきまして御意見をいただきたいと思います。

○大森委員 細かいことですが、2の(1)の次にかぎ括弧がありますね。

○山本分科会長 消し忘れでしょう。

○大森委員 消し忘れですか。

○松風国民生活情報室室長 はい。

○大森委員 それから、3の(1)の末尾の文章ですけど、「運用開始を目指す」と。これは、たぶん文章を1行で済ませたいんでしょう。「目指す」というのは、我々が総合評価表で言う言い方じゃないね。「目指すとしている」じゃないですか。そうすると、行が1行にならないのだったら、「このバンク」でいいんじゃないですか。「このバンクの運用開始を目指すとしている」でいい。「目指す」というのは、センターが目指すので、我々が目指すのではないので、「目指すとしている」ということがわかったということだと思うんだけど。

○山本分科会長 3ですけど、例えば体言止めの「実施」というのは、これは正式の文書なので適切ではありません。今、大森委員の御指摘のこともあるし、1、2全体の記述をもう少し整理するという事は考えられないでしょうか。21年度の「事故情報データバンク」の運用開始に向けということで、1と2の記述が一部重複しているということもあるので、例えば1と2をコンバインして、「平成21年度における『事故情報データバンク』の運用開始を目指して」というのを最初に持ってきて、20年度はこれこれの準備を実施したというような書き方がわかりやすいように思うのですが。それで全体がうまく過不足なく整理できるかというところまではちょっと見ていないのですが。

それで、(1)の入札公告を実施したというのが(2)の運用開始に向け、適切な準備作業を実施したことの1つの内容になっているわけですね。1と2の項目が、1、2という形で同じことを並列的に整理しているという論理関係には全然なっていないので、そこもちょっとわかりにくいと思うんです。「運用開始」という言葉が3カ所にわたって重複して出てきているのも少し整理が必要かなというふうに考えた理由なんですけれども。言いつ放しだと申しわけないので、具体的な修正案をいわせていただくと、「平成21年度における『事故情報データバンク』の運用開始を目指して、平成21年3月に総合評価落札方式による入札公告を実施するなど、適切に準備作業を実施した」、あるいは「と認められる」と。それで一旦切りまして、「運用開始に向けて、情報の共有化を図る関係省庁との連携は肝要であり、今後そのための調整と連絡先の拡大を図ることを期待したい」とか、そんな感じで。例えばですけども。

○松風国民生活情報室室長 わかりました。

○山本分科会長 ほかに御指摘いただく点はございますでしょうか。特によろしいですか。

もう1つ気づいたんですけど、今のやり方だと、2.の(1)と(2)もやはりまとめてしまったらよろしいんじゃないですか。「平成21年度からの運用開始に向け、警察庁や消費生活センター等での試験運転を行なうなど、適切に準備作業を実施した」、あるいは「と認められる」と。

ほかはよろしいですか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま指摘のあった修文を加えるという前提で、その他は原案を維持するという事で決定させていただきます。

では、次の読み上げをお願いします。

○松風国民生活情報室室長 はい。(2)「国民への情報提供の強化に関する事項」。評価ですが、

1. 報道機関を通じた情報提供に関して。

(1)記者説明会を計23回開催し、目標の50件を上回る59件の情報提供を行なった。国民生活センターのコア業務である情報提供に積極的に取り組み、目標件数を上回る実績を達成したと認められる。

(2)報道機関等を通じて行なった情報提供(59件)のうち、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど31件において事業者名を含む情報提供を行なった。事業者名を含めた情報提供に積極的に取り組んだと認められる。

2. ホームページ、出版物、テレビ番組等による情報提供に関して

(1)ホームページについては、新設コーナー、コンテンツの追加などの内容充実とデザインの工夫で、ホームページの利便性が向上したと評価できる。更に見やすく、読みやすく、使いやすいデザイン、レイアウトの工夫を図りたい。

(2)月刊誌「たしかな目」と、「国民生活」を統合し、「月刊国民生活」を創刊し、毎月発行した。内容は充実しており、多くの読者に広がることを期待する。

(3)高齢者、障害者等へのメールマガジン「見守り新鮮情報」を25回、「子どもサポート情報」を12回発行した。消費者トラブルに巻き込まれやすい高齢者は障害者、子どもたちの暮らしの安全・安心を守る視点と工夫が生きており、今後、更に内容の充実を求めたい。

(4)発行したメールマガジンの内容でリーフレットを作成し、配布及びホームページ上に掲載した。印刷物での情報提供は重要であり、一層の充実を期待する。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。この項目についてはいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

○大森委員 「コア業務」の「コア」は言わなくちゃいけないんですか。

○山本分科会長 これは私が個別意見でそういう言葉を使ったので。「中核業務」という言い方でもいいかと思えます。「基幹業務」とか「中核業務」。「コア」というのは「核」という意味ですね。「中核」というふうにいたしましょうか。

○大森委員 一般的に片仮名はよくない。日本人だから。「コア」が非常に日常化していて、これ以外では言いようがないもの、例えばラジオとかね。「コア」というのがわからない人もいる。センターの「コア業務」って何ですかと照会がいくかもしれないよ。そういう単純なことです。部会長にお任せします。

○山本分科会長 では、そこはそのように改めます。

今の1の(1)ですが、ここもやはり重複がありますので、最初の一文の「目標の50件を

上回る」は削除された方がよいかと思えます。そして、二文において「目標件数」の次に「50件」という文言を挿入する。一文の「目標の50件を上回る」は削除すると。

ほかの箇所はいかがでしょうか。

○伊集院分科会長代理 (2)も同じく削除と。ごちゃごちゃしているかなという感じがしますが。

○山本分科会長 どういうふうにいたしましょうか。

○伊集院分科会長代理 「事業者名を含めた」というのは要らないんじゃないかと思えます。

○山本分科会長 一般の情報提供は事業者を伏せますから。これは信用毀損の問題がありますので。

○伊集院分科会長代理 最初の「事業者名を含む」ということは大切なんです、また「事業者名を含めた情報提供」というのが重なるので。

○山本分科会長 そうですね。

○伊集院分科会長代理 2番目の「事業者名を含めた」はなくてもいいかなというふうに思いますが。

○山本分科会長 ここは、(1)が一般の中核業務としての情報提供で、(2)は従来、場合によっては相当過度に慎重過ぎるのではないと言われていた事業者名公表の「事業者名を含めた情報提供」、これは振り込め詐欺とか、そういうことから出発しまして、最近は生命・身体に関わるという法益の重大性などの観点から徐々に踏み込んできている。ですから、これを(1)、(2)というふうに2つに分けるのはいいと思うんです。ただし、今、伊集院委員から御指摘のあったように、文章はやはり整理した方がいいので、「事業者名を含む情報提供を行った」だけでいいですか。二文は取ってしまった方がいいかもしれませんね。ほかに事業者名公表というあれはないわけですので、「等」ということにはならないと思うんです。こちらだけだと思いますので。

○伊集院分科会長代理 ですから、「事業者名を含む情報提供に積極的に取り組んだ」というようなことで一文にして。

○山本分科会長 どういうふうにつながりますか。そうしますと、最終的にはどのような文章にしたらいですか。

○伊集院分科会長代理 「情報提供に積極的に取り組んだ」とか。

○山本分科会長 そうすると、その前のところと文章が繋がらないですね。

○伊集院分科会長代理 後ろの方は取ってしまってもいいんじゃないですか。それと一緒に合わせて。

○山本分科会長 ですから、後ろの第二文を取ってしまえば、文章としてはそれで通ることになります。ただし、二文は生かして途中を中抜きすると文章がおかしくなる。そこで、どういうふうにしたらいですか。

○伊集院分科会長代理 「31件において事業者名を含む情報提供の取り組みを積極的に

行なった」と。その後の文章を取ってしまうというのではどうでしょうか。

○山本分科会長 そうでしょうか。

○大森委員 「情報提供を行い、情報提供の積極的な取り組みが認められる」。事業者名を含む情報提供それ自身に価値があった。そこを積極的に行なったんじゃないなくて、それ自身に意味があった。そのことが「情報提供に積極的取り組み」になったはずなんです。だから、「情報提供」という言葉が繰り返して出てくることが文章上ちょっと何だけど、「行い、情報提供の積極的な取り組みが認められる」でいいんじゃないかと思います。上の方も積極的にやっているんでしょう。

○山本分科会長 ですから、これは原案は(1)と(2)は分けて、(1)は一般的な情報提供、(2)は「事業者名を含む情報提供」と、中期計画・中期目標の方の区分に応じて整理されているわけですね。したがって、そうではなくて、(2)の末尾を全体を統括する意味での総括的な評価の文章に変えて、そういうふうにしてそこは文章として締め括ると。

○大森委員 これは、(1)と(2)は区別されることが重要なんでしょ。

○山本分科会長 私はその方がわかりやすいと思うんです。従来 of 経緯からすると。

○大森委員 そうしたら、要するに「事業者名を含む情報提供を行い、この面でも情報提供の積極的な取り組みが認められる。」、そういうふうには言えいいんじゃないですか。上と違うということを強調するには。

○山本分科会長 そうですね。しかし、これは趣味の問題ですけれども、原案をそのまま生かしたらよろしいんじゃないですか。「この面でも情報提供に積極的に取り組んだと認められる。」と。

○大森委員 それでいいんじゃないでしょうか。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。伊集院委員、そういうことでよろしいですか。

○伊集院分科会長代理 はい。

○山本分科会長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございます。ほかに何かございますか。

(4)ですが、言葉だけの問題ですが、「配布及びホームページ上に掲載」というのはちょっとつながりが悪いので、「作成・配布し、更にホームページ上に掲載した」と。そして、その次が非常に気になりまして、「印刷物での情報提供は重要であり」というと、何かホームページ上の情報は重要でないというニュアンスが出てしまいます。そこがちょっと気になっているところですが。これだと、ホームページは重要でないの、そこは期待しないというような感じが出ているので、ここは原案を作成された方としては、そこで「印刷物の情報提供」を特出ししてあえて強調しているというのは、どういう意図があったんでしょうか。個別に委員の意見が反映されているということでしょうか。

○大河内委員 印刷物とか書いたんじゃないかと思うんですけど。ホームページを見ない人たちに対しては、いろいろなところからいろいろな印刷物がくるので、パンフレッ

トが多過ぎるんですけども、それでも、届けるにはリーフレットが必要だねという話になっていたので、ホームページに載っているの、それから印刷して見てくださいというのはまだまだ遠くまで届かないというような意見として、印刷物が重要だというような意味合いで書いたんですけども。

○山本分科会長 その意見はよくわかりますね。問題はここのまとめ方ですね。こういう流れで書いてしまうと別のニュアンスが出てしまうので。大河内委員、何かいいアイデアはありませんか。

○大河内委員 ホームページになくてもいいと、そういうことは全然ないんですけども。

○山本分科会長 それは今のご説明でわかりましたけれども、こう書いてしまうと、何となく違和感がある文章になってしまっていますので。これを取ってしまったらまずいのですか。つまり、総合評価表にこういう形で盛り込むという強い御意見だったのかどうか。

○大河内委員 「印刷物での情報提供は重要であり、一層の充実」と、そういう文章じゃなくても構わないというか、特にこれが重要だとは思わないんですけども。

○山本分科会長 現状は、やはり印刷物の方の予算はどんどん減らされていくというようなことがあると。

○大河内委員 どうしても、ホームページに載せたので、そこからダウンロードというか、必要なら印刷して配布していただきたいというのがすごく多くなっているの。

○山本分科会長 そうですね。一般的にはそうかもしれません。ただ、今回は、別に中期目標でも中期計画でも、そこを少なくするとか、そういうことは最初から全くないので、あるいは今年の実績として非常にバランスを失しているというような御懸念があるのかどうか。そういうことに少し配慮していただきたいということを総合評価表の方にぜひ記述したいというようなことが。

○大河内委員 リーフレットの活用方法みたいなことだった気がしますが。ここに書かなくてもいいですけどね。たくさん刷りました。それを各方面に送って終わりというところにもう少し工夫が欲しいなと思ったんですけども、総合評価表の中にこれがないと、今言ったようなことにいられないというようなことではないと思っていますから、この文章がここに入らなくても構わないと思います。

○山本分科会長 ただ、作成・配布は行なっているわけですね。

○大河内委員 そうなんです。

○山本分科会長 あとは運用の中で配布先の選定が十分かとか、そういうようなことがあるのであれば、センターの方で工夫をしていただくと。

○大河内委員 それをどう活用しているかを検証していないとか、そういう必要なところに届いているのかというようなこととかですけども、ですから、ここの文章の意味とはちょっと違うかなとは思いますが。

○山本分科会長 では、今述べられたような趣旨は個別意見の中に記載されておりますし、また、議事録にも残りますので、次年度以降、法人の方においてもそれは参考にしていた

だけであるというので、総合評価表からは最後の(4)の末尾の一文は削除するという
ことよろしいでしょうか。

特に御異論がなければ、そのようにさせていただきます。ほかに御意見はございますか。
特にございませんでしょうか。

そういたしましたら、御指摘いただいた点、あるいは、この場で確定した修文は踏まえ
た上で、残りの部分については原案をそのまま維持するというので分科会の評価案を確
定させていただきたいと思います。

それでは、次、お願いします。

○松風国民生活情報室室長 (3)「苦情相談の充実・強化に関する事項」。評価ですが、

1. 苦情相談に関して

(1)6分野の専門チームの設置、相談処理の方法に関する学習会を開催するなど、専門
的な相談の充実と強化のための具体的な取り組みが行なわれており、これらの対応を通じ
てチームの力量と機能強化が図られるよう努められたい。

(2)経由相談の件数は前年度に比べて減少しているが、受付センターから移送されたも
のが52件、共同処理等が458件と相談処理の面で充実を図った。移送、共同処理等の実を
挙げることを通じて、ナショナルセンターに相応しい取り組みを行なうことができたと認
められる。

(3)相談件数9,841件のうち、直接相談は5,144件となり、前年度に比べて1,088件増
加した。センサー機能維持の観点に立って、直接相談を適切に実施したと認められる。今
後とも、ナショナルセンターとして、移送相談とセンサー機能維持との適切なバランスに
配慮しつつ、相談業務に取り組むことを期待する。

(4)平成21年度からの土日祝日の相談窓口開設に向けて、土日祝日に相談を実施してい
る自治体等から情報収集を行なうなど、適切な準備作業が行なわれたと認められる。平成
21年度からの消費者サービスに資することを期待したい。

2. 個人情報の取り扱いに関する苦情相談に関して

苦情相談件数は増加傾向にあるが、消費者からの相談に積極的に対応するよう努めた。

○山本分科会長 ありがとうございます。ここについてはいかがでしょうか。

○大森委員 最初の(1)の「行なわれており」の次がちょっと座りが悪いね。「具体的な取
組みが行なわれている」で切ってしまったらどうですか。

○山本分科会長 そうですね。20年度評価ですから、そこは「行なわれた。」と。

○大森委員 認定した上で、今後引き続きとか、そういうふうにやってもらえれば。

○山本分科会長 「引き続き」ですかね。

○大森委員 一度文章を切った方がいいですよ。

○山本分科会長 これは、「引き続き、これらの対応を通じてチームの力量と機能の」と
「の」を入れた方がよろしいんじゃないですか。

○大森委員 ええ。

○山本分科会長 それから、最初の書き出しのところですが、「6分野の専門チームを設置し」とした方がよろしいかと思えます。

○大森委員 そうですね。

○山本分科会長 ほかはいかがでしょうか。

○大森委員 (4)も、「向けて」というのがあるから、「平成21年度からの消費者サービスに資することを期待したい」と。ここも文章が流れないというか、「認められる」で、「期待したい」は要らないんじゃないですか。向けて、こうやって認められているわけだから。

○大河内委員 同じ年度ですよ。早く開設してというような意味合いなんではないでしょうか。

○大森委員 削除してしまっていないんじゃないですか。

○山本分科会長 では、削除したいと思えます。

○大森委員 それから、2の最後の文章ですが、「苦情相談件数は増加傾向にあるが」の意味ですけど、このままだと、件数が増加していることを歓迎していないように読める。私のあれは「傾向にあり」で、だから対応するように努められたいということになるんじゃないですか。あるいは、努めたということになるんじゃないですか。

○山本分科会長 そうですね。その方がニュートラルな書き方になりますので。

○大森委員 ええ。何か嫌々ながらという感じがしますよ。やたら増えてしまったら嫌だけど、とにかく積極的に対応するように努めたということになるので、「傾向にあり、努めた」という方が素直じゃないかと思ったんです。

○山本分科会長 そこはそのように修文させていただきます。ちなみに、報道によりますと、今年度は減っているんでしょう。

○松風国民生活情報室室長 相談件数の総件数は5年間ほど100万件を超えておりましたが、90万件に。

○山本分科会長 振り込め詐欺、あるいは、おれおれ詐欺が減ったのと、それから不況が関係するんですか。よくわかりませんが、訪販とか、マルチ関係のものもかなり減っているということで、21年度は少し減るというようなことも報道されております。よけいなことですが。

ほかに何かこの囲みについて御意見ございますか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、ただいま御指摘いただいた点の修文をした上で、その他の点については原案を維持して分科会意見とさせていただきます。

それでは、次をお願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 (4)「裁判外紛争解決手続の整備に関する事項」。

紛争解決委員15名を任命し、紛争解決委員会準備会を2回開催。業務規程及び重要消費者紛争の指定案の審議を行なった。また、国民への周知徹底を図るため、広報活動を行なった。更に事務局体制を整備するなど、改正国民生活センター法による新規事業の円滑な実施に向け、準備作業を適切に実施したと認められる。平成21年4月からの施行により、

当初目標が大いに発揮され、機能が高まることを期待したい。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。ここはいかがでしょうか。

○大森委員 最後の文章は要るのでしょうか。「適切に実施したと認められる」でいいんじゃないですか。

○山本分科会長 そうですね。削除するというのも1つの案かと。大体、日本語が変だと思えますよ。目標は発揮されるものではなくて、目標というのは達成されるものです。それで、ここの文章をもし生かすとすれば、「平成21年4月以降、制度の円滑かつ実効性ある実施に努められたい」とか、そういう文章にされた方がいいかと思えます。

○大森委員 それならいいですけど。

○山本分科会長 あるいは、削除するというのもシンプルでよいかもしれませんが。

○大森委員 実績評価なので、若干いろいろなことがあるなら、これは単純な期待を言っているだけだから、今までの実績に即して、若干気になる点があれば書き込むので、この文章は要らないと思うんです。

○山本分科会長 そうですね。従来は、こういうふう到最后に一言あるのは、現状にかなり不満なところがあって、ただすという意味合いがあったんですよ。

○大森委員 そうそう。不満があるところについて一言言わせてもらおうと。

○山本分科会長 余り連発し過ぎるとそのニュアンスがなくなりますので。

○大森委員 これを書いておくと、相当心配があるという意味合いになる。よほどあなたの方がやらないと、これはうまくいきそうもないぞというニュアンスに聞こえてしまうから、ない方がいいなと私は思っています。

○山本分科会長 ええ。ほかに何かございますか。よろしゅうございますでしょうか。

○大河内委員 私も、ない方がいいなと思って。機能が高まらないだろうみたいにとられかねない文章になってしまうから。

○山本分科会長 では、最後の文章は削除いたしましょう。

○大森委員 心配していると。

○山本分科会長 私は心配していますけれども、それは、まだ実績を見ないうちに心配しても始まらないので、実際にふたを開けてから次年度に。

○大森委員 おっしゃるとおりです。

○大河内委員 でも、心配がこの文章にあらわれている感じになるから、やはり取った方がいいですね。

○山本分科会長 はい。では、ここの囲みはよろしいですか。

では、そのように最後の一文は削除した上で、原案を維持させていただきます。

では、次の読み上げをよろしく願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 (5)「関連機関との連携に関する事項」。評価ですが、

1. 消費生活センターに関して

これまでの隔月(年6回)発行であった「製品関連事故情報」を目標を上回る10回発行

し、各地の消費生活センター等へ配布した。

2. 国の行政機関に関して

関係行政機関に消費者利益を害する違法・不当行為に関する情報提供をするとともに、情報提供を行なった59件のうち15件について、厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会等に政策提言を行なったことは、計画を適切に実施したと認められる。

3. 独立行政法人に関して

関連する独立行政法人との連携を図るため、製品評価技術基盤機構（NITE）、野林水産消費安全技術センター（FAMIC）及び国立健康・栄養研究所（NIHN）との間で、製品事故情報、消費者情報等の共有化を図るとともに、商品テスト手法等に関する技術的な助言や知見を活用しているほか、研修へ講師を相互派遣するなど、連携・協力を行なった。

4. 法令照会への対応に関して

弁護士会や警察からの照会が増加したほか、平成19年度より開始した適格消費者団体からの照会が前年度の2倍以上となった。

5. 情報公開に関して

PIO-NE T情報等に関する公開請求が959件寄せられ、情報公開法に則って適切に対応したと認めるが、今後対応内容の記載や情報公開の方法について検討されたい。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。では、ここの項目はいかがでしょうか。

○大森委員 1番は、目標は6回でしたか。

○松風国民生活情報室室長 年6回発行です。

○大森委員 これまで隔月発行であったが、目標を上回る10回発行して、その目標は何回かというのはわからないね、このまま読むと。

○山本分科会長 これはどうなのでしょう。今回は、数値目標は設定されているのでしょうか。今度の新中期目標・中期計画では、従来と異なりまして数値目標が大幅に削減されているんですね。

○松風国民生活情報室室長 「製品関連事故情報」については、従来でも年8回以上発行するというふうになっています。

○山本分科会長 そこはあるわけですね。

○松風国民生活情報室室長 はい。

○山本分科会長 そうしましたら、この記述については。

○大森委員 年8回ですか。

○松風国民生活情報室室長 はい。

○山本分科会長 では、そこは「を」の次にそういうふうに入れるということですか。「年8回の目標を上回る」と。

○大森委員 ええ。

○山本分科会長 ほかはいかがですか。

○大森委員 5番のところは、この前、私がここで発言したことを生かしてもらっている

ように思うんですが、このままでいいでしょうか。

○山本分科会長 これは、実は原案を送っていただいて、その後更に事務局の方でいろいろと修文に努められたようですけれども、私はここは「認める」で切っていいように思うんです。ここは法人所有文書に対する情報公開法に基づく開示請求に対してどういう対応をしているかということの評価する項目だと思うんです。P I O - N E T情報を生かして、国民に対してどういうふうに情報提供するかというのは、先ほどの情報提供のレベルの問題ですね。その問題を我々分科会として区分して整理しなければいけないと思います。ここは、法人所有文書に対する情報公開がされている、その情報公開のあり方が適正かということなので、前回の分科会の席上でのお話ですと、そこはきちんとやっておられるというふうに私は判断しましたし、また、それについて、今後、対応をどう改めるのかということについて、この書きぶりだと法人の方も困惑される可能性がありますね。

○大森委員 私もそう思うので、私はいろいろ工夫があってもいいと思っているから、こちらで検討してもらっていいけれども、今回の総合評価表の中は、「対応したと認められる」で切ってしまって、それ以下の文書は削除すべきだと思います。これだけ書かれると、具体的に何のことを言っているかわかりにくいから、もし書くなら相当検討した上で書かないといけないから、「認められる」という文章に修文して切って、その後は削除がいいと思うけれども。

○山本分科会長 評価の問題と離れますけれども、先ほど個別意見の中で私も書かせていただいたんですけれども、評価される側は大変だと思いますが、評価する方の側のことも少し考えていただいて、適切に対応したと結論だけ言われても、私どもは評価の材料がありませんので、前回は口頭でいろいろ説明していただきましたけれども、次回以降、典型的にはこんな案件が出ていて、情報公開法に従って、こういう方針でやっておりますということを書いていただくと作業がやりやすくなると思いますので、その点、御配慮いただきたいということは個別意見の中で書かせていただいております。

そうしましたら、総合評価表については、「認める」の後はフルストップで、後は削除するというようにさせていただきます。

○大森委員 「認められる」ですね。

○山本分科会長 はい。ほかにございますか。

文章の問題だけですが、3については、「関連する独立行政法人との連携を図るため」で、末尾が「連携・協力を行なった」というのはあまりスマートじゃないので、「関連する独立行政法人との連携・協力を図った」というふうに、冒頭の字句を最後のところに流し込んだらいかがでしょうか。

○大森委員 「関連する独立行政法人である」でいいんじゃないですか。

○山本分科会長 いいえ、それは取って、「するなど、関連する独立行政法人との連携・協力を図った」とした方が文章としてはスマートではないかということです。

○大森委員 そうすると、製品評価技術基盤機構が文頭に出てくるんでしょう。

○山本分科会長 そうですね。それでわかるのではないかと思います。

○大森委員 結構です。

○山本分科会長 ほかはよろしいでしょうか。

それから、2は「行なった」で止めた方がいいと思いますね。「行なったことは、計画を適切に実施したと認められる」というのは、やはり文章として変じゃないでしょうか。

○大森委員 行なったということは、そういう意味ですよ。

○山本分科会長 はい。ほかに御指摘いただく点はございますか。

特にございませんようでしたら、以上の修文をした上で、その余の点につきましては原案を維持して分科会意見とさせていただきます。

では、次の項目をお願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 (6)「研修の充実に関する事項」。評価ですが、

1. 地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化に関して

経験豊富な相談専門家の地方巡回訪問のモデル事業や自治体の窓口巡回は、消費生活相談体制の強化・底上げに資するもので、今後は本格的な事業として取り組む体制を求めたい。

2. 消費生活専門相談員資格認定制度に関して

消費生活専門相談員資格認定試験の第1次試験は、目標である全国15カ所の会場で実施。そのうち地方都市での開催割合は6割となり、目標を上回った。

3. 消費者・企業向け研修への市場化テスト導入に関して

平成21年度の導入に向け、実施要綱素案を作成し、意見募集を行なった。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。今の項目についてはいかがでしょうか。

これは、その体言止めのところを「実施し」にした方がよろしいですね。2のところでは、ほかはよろしいかと思うのですが、何かほかにお気づきの点はございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、ただいまの修文、それからタイプミスのところなどを直していただいた上で、分科会意見とさせていただきます。

では、次の項目をお願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 (7)「商品テストの強化に関する事項」。評価ですが、

1. 生活実態に即した商品テストの実施

80件のテストを実施し、その中から消費者に対し18件の情報提供を行なうとともに、企画・基準の見直しや法令違反に関する9件の政策提言を行なった。

2. 商品テストの効率的な実施に関して

定型的な31項目のテストは(財)日本食品分析センターなどに委託、また専門性が高い29項目のテストについては、NPO法人室内環境技術研究会などに委託し、テスト業務の効率化・内容の充実に努めた。

3. 商品テスト実施機関の情報収集・提供に関して

公的試験研究機関や公益法人、民間の試験研究機関、大学など 726 機関を対象にテストが可能な商品や試験内容、保有する設備・機器などに関するアンケート調査を実施し、259 機関から情報を収集した。更に、ホームページに掲載して情報提供した。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。今の項目はいかがですか。

○大森委員 1 番ですけど、「その中から消費者に対し」と言いますか。80 件のテストを実施し、その中から特に 18 件の情報を公開したんじゃないんですか。

○松風国民生活情報室室長 はい。

○大森委員 消費者に対し情報提供を行なうというのは変ですよ。

○松風国民生活情報室室長 原文は、80 件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止、拡大防止のために 18 件の情報提供を行いましたと。

○大森委員 情報提供というのは、どこに提供したの。広く公表したんじゃないですか。

○松風国民生活情報室室長 ええ。マスコミ等々を通じまして。

○大森委員 じゃ、「公表」だと思うね。消費者に対しというと、消費者って大河内さんですかということになる。「消費者に対し」というのは何か変な文章ですね。今おっしゃったようなことがわかりやすいですね。今のような文章の方が。

○大河内委員 そうですね。

○大森委員 原文は。

○松風国民生活情報室室長 「平成 20 年度に 80 件のテストを実施し、その中から消費者被害の未然防止、拡大防止のために 18 件の情報提供を行なった。」

○山本分科会長 では、「に対し」を「消費者被害の未然防止、拡大防止のために」と改めると。

○大森委員 そうすると、いいですね。

○山本分科会長 今の文章で、法令違反に関する政策提言というのは余り気にする必要はないのかな。企画・基準の見直しの政策提言というのはわかるんですけど。

○大森委員 法令違反に関する提言って。

○山本分科会長 私はちょっと違和感を感じたけれども。これは法改正のことを言いたいんですか。それにとどまらないわけですね。やはり現行法の運用も含めて、いろいろな提言をされているという趣旨かとは思いますが。「法令違反への対処に関する」ですか。

○大河内委員 縮めてしまったからわからなくなるんですね。

○大森委員 違反について政策提言というのはないですね。対処ですね。

○山本分科会長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、特に御意見もないようですので、ここの項目はただいまの修文の上、その他は原案を維持させていただきたいと思います。

では、次お願いします。

○松風国民生活情報室室長 (8)「中核機関としての役割強化に関する事項」。

中核機関としての役割強化に向け、冷凍食品への農薬混入、こんにゃく入りゼリーによ

る窒息事故等の事案について、内閣府での調整を踏まえ、関係省庁との情報共有に資するべく「消費者安全情報総括官会議」等に適宜苦情情報等を提供した。また、内閣府に設置された「連鎖販売取引苦情調査チーム」に苦情情報を提供し、全国の高等学校へ配布・啓発するための「連鎖販売取引」に関するリーフレットを作成する等適切に対応した。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。この項目についてはいかがでしょうか。何かございますか。

○伊集院分科会長代理 「等」、「等」と書いてあるんですけど、「など」と読ませるのだったら「など」と書いた方がいいのかなと。2カ所ほど。その方が文章がやわらかくなるかなと思います。

○山本分科会長 「など」と平仮名で。

○伊集院分科会長代理 はい。

○山本分科会長 これはどうなんですか。全体の書きぶりは何か統一されているということはあるですか。名詞の場合は「等」と漢字で書いて、何々すること、何々することなどの場合は「など」と平仮名でするとか、いろいろあるんですね。ほかのところではやはり漢字で「等」と出てくる箇所もありますということと、ここは名詞ですね。

○伊集院分科会長代理 ここは、文章に「等」が全体的に多いんです。それを言い出すと切りがないかもしれませんが。

○山本分科会長 事務局の方は正確を期するという事なんでしょうか。しかし、これは平仮名にしても「など」が3回出てくることは同じ話なので、あまり本質的な問題のようにも思われなくて、ほかの箇所でも「等」が出てきていますので、いかがでしょうか。全体として平仮名でやわらかくするという事であれば、そういう考え方ももちろんあると思いますけれども。どちらかという、この文章を書いた人は漢字の方がいいんですね。最後の「する等」も漢字で書いておられるので。

○大森委員 実は、最後だけ「等」があれば、ほかは「等」を取ってしまってもいいですね。

○山本分科会長 なるほどね。そうすると、ほかは取りますか。

○大森委員 その方がいいんじゃないですか。

○山本分科会長 そうかもしれません。

○大森委員 強調すべきことが強調されていけばいいわけで、ここは「等」に意味があるわけじゃないんでしょう。評価全体なんだから、全体評価のうち、ここに特記していることについて我々は評価しているわけで、「等」が別に評価されているわけじゃないので、最後で「等」で対応したらいいんじゃないですか。それが一番すっきりするでしょう。

○山本分科会長 では、そういたしましょうか。

○大森委員 「等」を取ってしまっても、心配になることはないと思うんです。

○山本分科会長 そうすると、2カ所の「等」は削除する。最後の「等」だけをキープする。

ほかに何か御指摘いただくことはありますか。

特にございませぬようでしたら、ただいまの修文を加えたうえ、残りの部分は原案を維持するというこゝで分科会意見とさせていただきます。

では、次の読み上げをよろしくお願ひいたします。

○松風国民生活情報室室長 「3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項」。

1. 平成20年度予算の計画額と決算額の差額に関して

(1) 収入の「事業収入等」の実績額が計画額に比し16百万円減少しているのは、図書雑誌出版収入が購読者の減少により7百万円の減収、研修・宿泊収入が8百万円の減収となったためである。

(2) 収入の「施設整備費補助金」の実績額が計画額に比し370百万円増加しているのは、東京事務所耐震改修工事等において、設計変更による工事の遅れに伴う平成19年度予算繰越額があったためである。

(3) 支出の「業務経費」の実績額が計画額に比し減少しているのは、平成20年度補正予算により消費者政策強化対策に係る経費として9,891百万円が措置されたが、関係機関と調整のうえ、今後3年程度の地方消費者行政活性化事業を支援することとしているためである。また、補正に係る経費を除く既定分については、電子計算機のシステムの借料等削減やその他の経費の抑制を図ったことによるものである。

(4) 支出の「施設整備費」の実績額が計画額に比し354百万円増加しているのは、東京事務所耐震改修工事等において、設計変更による工事の遅れに伴う平成19年度予算繰越額を執行したためである。

2. 平成20年度収支計画の計画額と実績額の差額に関して

(1) 費用の部の「業務経費」の実績額が計画額に比し減少しているのは、平成20年度補正予算により措置された予算額を関係機関と調整のうえ、今後3年程度の地方消費者行政活性化事業を支援することとしているもののほか、電子計算機のシステムの借料等削減やその他の経費の抑制を図ったことによるものである。

(2) 「一般管理費」の実績額が計画額に比し増加しているのは、経常費用が増加したためである。

(3) 収益の部の「運営費交付金収益」の実績額が計画額に比し減少しているのは、平成20年度補正予算により措置された予算額を関係機関と調整のうえ、今後3年程度の地方消費者行政活性化事業を支援することとしているため、収益化額が減少したためである。また、「事業収入等」の実績額が計画額に比し減少しているのは、図書雑誌出版収入及び研修宿泊収入の減収によるものである。

3. 平成20年度資金計画の計画額と実績額の差額に関して

(1) 資金支出の「業務活動による支出」の実績額が計画額に比し減少しているのは、平成20年度補正予算により措置された予算額を関係機関と調整のうえ、今後3年程度の地方消費者行政活性化事業を支援することとしているため、業務経費の支出が少なかったため

である。また、「投資活動による支出」の実績額が計画額に比し減少しているのは、定期預金の収入及び有形固定資産の取得のための支出が少なかったためである。

(2)資金収入の「事業収入等」の実績額が計画額に比し減少しているのは、図書雑誌出版収入及び研修宿泊収入が減少したためである。また、「投資活動による収入」の実績額が計画額に比し増加しているのは、定期預金の払戻しによる収入が少なかったためである。

補正予算により措置された経費を除く既定分については、経費の抑制等に努め、計画を着実に実行したものと認められる。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。今の項目についてはいかがでしょうか。

○長岡委員 2の(2)ですけど、「『一般管理費』の実績額が計画額に比し増加しているのは、経常費用が増加」とあるのですが、この「経常費用」というのは具体的に何を言っているのでしょうか。経常費用の中に一般管理費が含まれると思うんですけど。

○山本分科会長 あるいは、何か長岡委員の方から御提案はありますか。こういうふうに改めるべきだというような。

○長岡委員 経常費用の中に業務経費も一般管理費も含まれるので、一般管理費の増加の原因としては、もう少し具体的な項目とか費目がないと、増加の理由をあらわしていないと思うのですが。

○山本分科会長 これは、前回、財務諸表の御説明をいただきましたね。そのところで何かもう少し具体的な話が出ていたのであれば、それを少し書き加えるとわかりやすくなるかと。

○長岡委員 そうですね。

○山本分科会長 場合によっては、センターに入ってくださいでしょうか。

(国民生活センター関係者入室)

○山本分科会長 よろしく申し上げます。お手元に総合評価表を御用意いただいていますか。

○井上経理部長(国民生活センター) はい。

○山本分科会長 その3ページのところの「予算、短期借入金、剰余金に関する事項」の2.の(2)の記述につきまして、委員から御質問が出ました。「『一般管理費』の実績額が計画額に比し増加しているのは、経常費用が増加したためである。」とあるけれども、経常費用というのは一般管理費を含む、より上位レベルの概念なので、この記述ではわかりにくいのではないかとということで、より具体的な内容をここに書き入れるべきではないかということですけども、何か御説明いただくことは。

○井上経理部長 これは、大変恐縮でございますが、項目別評価表の10ページの方をちょっと見ていただきますと、ここに20年度予算額と、その次に20年度収支計画というのが入っているかと思いますが、今、ここの2.で説明しておりますのは収支計画の説明でございます。実は予算額で見ますと、一般管理費の欄を御覧いただきますと、計画額が2億2,800万円に対しまして、決算額が2億2,700万円という形で、100万円ほど不用を出

した形になっております。20年度予算の欄でございますが。

○山本分科会長 そうですね。

○井上経理部長 これをもとに、収支計画といえますか、要するに損益計算書ベースになりますが作成しております、計画のときは2億2,800万円に対しまして、2億300万円という形になっておりますが、これは簡単に説明しますと損益計算書ですので固定資産取得費2,500万円という資本取引を除外した形になっております。それで2億300万円というふうに計画しておりましたが、実績額を見ていただきますと、2億2,700万円に対しまして、実際に固定資産を取得したのが400万円ほどでございましたので2億2,300万円となっております。したがって、資本取引が少なかったため費用取引が多くなった。それで形式上、計画より増加しているというような形になってございます。

○山本分科会長 そうすると、長岡委員、ただいまの御説明を受けて。

○井上経理部長 予定した固定資産の取得よりも実績額が少なかったものですから、その分、経常費用が多かったというふうな説明になっております。

○長岡委員 間が抜けてしまっていると、これだけ見ると、単に実績額と計画額を比べて、その増加の原因が経常費用の増加と読めてしまうので。

○井上経理部長 これは最初入っていたのですが。

○長岡委員 入っていましたよね。実績報告の方では何か間があったので、それが抜けてしまうと。

○井上経理部長 わかりました。失礼しました。

○山本分科会長 委員の皆様はどういう形でこれが配付されたかわかりませんが、中途の段階では「有形固定資産の取得が少なく」という文言が入っていたわけですね。

○井上経理部長 はい。

○山本分科会長 「有形固定資産の取得が少なく」という文言をここに入れると、わかることになりますか。これを削除されたのは何か理由があるはずなので、それをただ元に戻すだけでよろしいのですか。

○長岡委員 一般管理費という費用項目の中の説明で、有形固定資産の取得という固定資産の項目が出てくるのが恐らくわかりづらいからだと思うんですけど、逆に取ってしまうともっとわかりづらくなる。説明にならなくなってしまうかなと思います。

○井上経理部長 では、元通りに変えさせていただきます。

○山本分科会長 元通り復活しても、問題があるという話ではないわけですね。

○井上経理部長 機械的で大変恐縮ですけれども、予算ベースというのは、資本取引と損益取引との圧分がなく現金ベースでつくっております、それをもとに資本取引と損益取引に分けて収支計画を作成しているためにこういう説明になっているということでございます。

○山本分科会長 では、元の文言を復活するというところで、長岡委員の方でもよろしいですか。

○長岡委員 はい。

○山本分科会長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

(国民生活センター関係者退室)

○大森委員 「370百万円」と書いてあるんですけど、読みにくいんですよ。慣れている人は慣れているんだけど。「3億7,000万円」と書いた方がわかりやすいのですが。

○山本分科会長 これは、要するに点を3つの桁ごとに付しているとき、100万円のところで1つ点がつけられるので、このようななっているということでしょうか。

○大森委員 億単位はいいんですけど、最初は700万円でもいいんじゃないですか。最初のところは16だから1,600万円。1,600万円でもわかりやすいんじゃないかと思うんだけど。こういうのは何かプロの表現ですか。

○長岡委員 つくるときに、100万円単位でつくっているんで、単位としては全部100万円にそろえて記述をするんでしょうか。確かに読みづらいですけど。

○大森委員 これは3億5,000万円かと一々考えなければいけない。

○山本分科会長 それでは、ここはそういうふうに改めましょうか。

○大森委員 98億2,100万円と数字で書いてくれた方がわかりやすいですね。億とか千を使った方がわかりやすいと思うけれども。

○長岡委員 読みやすいですね。

○大森委員 私は単純にわかりにくいからそうすべきだと思っているんだけど、これで間違いはないわけだからいいんですが。これも固執しません。直さなくてよければ、これでいいです。

○伊集院分科会長代理 直した方がパッとわかりやすいですね。

○山本分科会長 では、直しましょう。

○伊集院分科会長代理 でも、そういう1つの表示の仕方が統一的に決められているんでしょうか。

○山本分科会長 よくわかりません。

○大森委員 長岡先生にお任せします。今年こんなに詳しく書いた理由は幾つかあって、差額がたくさん出てきているから今年は詳しく書くことになったんですか。ここだけ全部見ると、総合評価の中でここがやたら詳しく出てくるんですよ。だから、これは非常に重視していて、全部細かく書き抜かなければいけないという判断に立ったということになるんですか。ちょっと異例じゃないかと思うんですよ。差額がたくさん出てきたからということかな。

○長岡委員 差額がそんなに大きくないものは省いてしまってもいいのかなと思うんです。先ほどの一般管理費にしても、2,000万円程度の差額なので、もっと差がすごく出ているものだけでもいいのかなという気はしますが。

○山本分科会長 例年、これまでどういうふうに来てきたかというのは必ずしも把握できていないので。

○長岡委員 運営費交付金収益とか、業務経費については九十何億差額が出ているので、それについての説明は書いた方がいいと思うんですけど、九十何億に対して2,000万円とか、その程度のものであれば対して重要性はないので、ここまで細かく書かなくても。

○松風国民生活情報室室長 済みません、去年の書きぶりにならって書きました。

○山本分科会長 今回は補正予算の関係があるのでかなり増えていますけれども、従来もその程度の額も記述してきたんじゃないかというふうに思うんです。それは調べなければわからないですけれども。

○松風国民生活情報室室長 確かに、去年の場合は事実関係で増えた減ったということは明確に書いてあるのですが、今回のように金額の明示はしておりませんでした。去年の方が読みやすかったのかもしれませんが。

○山本分科会長 この場で、これはこういう形でという金額の多寡に応じてぱっと修文してしまうのは少し材料が乏しいような感じもするので、とりあえずこれは、今の御意見を踏まえて、更に事務的にも調べていただいて調整するというところでいかがでしょうか。この場でこれはこうという形よりも。

○大森委員 はい。このとおりでも私は異存はありませんので。

○山本分科会長 ほかに何かこの項目についてございますか。

ごさいませんようでしたら、先ほど御指摘いただいた2点、2の(2)に元の文章をもう一回復活させるというのと、それから数字の記載について改めるということの修文を加えたうえ、原案を維持したうえ、更になお簡略化できないかということにつきましては、事務的に少し調整させていただきたいというふうに思います。

ほかに何か。

○伊集院分科会長代理 言葉じりを捉えるようで恐縮でございますが、先ほどの「等」と同じようなことですが、文章を読んでいただいたので、音声化されたので私はよけい感じるんですけども、「計画額に比し減少」というようなことが、数えてみますとこれが10カ所あるんです。ですから、「比し」という文章は、こういう言葉を使うことが多いことはわかっています。同じあれだったら「比べ」の方がやわらかくなるのではないかと私などは思うのですが、いかがなものでしょうか。

○山本分科会長 では、そうしましょうか。「比べて」ですか、「比べ」ですか。

○伊集院分科会長代理 そうですね。それぞれの箇所によって「比べ」とか「比べて」とかあると思いますが、こういう内容であるために、「比し」よりはずっとやわらかくなるのではないかと思います。

○山本分科会長 そうですね。文語調ですから。では、そういたしましょうか。

ほかは、また後で検索をかけて統一してください。それから、「更に」が平仮名になっているところと漢字になっているところがありそうな感じもするので、最終的にその辺の統一も図りたいと思います。ほかにございますか。

では、特にごさいませんようでしたら、次の項目をお願いしたいと思います。

○松風国民生活情報室室長 「4. 施設・設備に関する事項」。

平成18年度に着手した東京事務所耐震改修工事については、平成21年3月31日に計画通りに完了したものと認められる。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。この項目についてはいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、この案は原案どおり了承ということにさせていただきます。

では、次の項目をお願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 「5. 人事に関する事項」。

常勤職員の抑制に努め、業務量が増大する中で、関連する業務を見直し組織の一部を再編するなど努力は認められる。業務の効率化と職員の資質向上を念頭に組織の円滑な運営を図りたい。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。この項目はいかがでしょうか。

ここの表現は何とかならないですか。「努力は認められる」というのは何か努力賞みたいな感じで、書くなら、もう少し具体的に記述した方がいいと思うのですが。我々分科会の意見として、努力はしているけれども十分でないという意味合いだったのか。もちろん、業務量が増大して、しかも職員が抑制されている。そして、運営交付金が年々減額されていくということですから、当然いろいろな人事といいますか、人員配置の点について更に努力をしていただく必要はあるんですけども、20年度の評価として、努力はしたけれども十分でないというニュアンスが何となく出るような感じがして、それが我々の意図なのか。前回、この点について若干御議論があったところですけども、その点はいかがでしょうか。

○大森委員 ここは、E委員の「常勤職の増加抑制について、具体的に数値を記載されたい」というコメントがついているんですね。

○山本分科会長 はい。これは、前回の分科会において数値を示していただく必要があるのではないかと御意見がありまして、実績欄の記載を変更するということも考えられたわけですけども、今回お示ししている項目別評価表では特に変更はされておらず、元のままとなっております。つまり、20年度の実績評価ということよりは、項目別評価表の記載についての御指摘があり、法人側としては、それに対応する用意はされておるようですが、発言された委員との意見調整もあり、原案のをここでは出させていただいているというふうに私としては理解しております。ここは私としては、「努力は認められる」ではなくて、20年度は抑制に努めたわけですね。だから、「適切な対応に努めた」とか、「適切に対応した」ということでよろしいんじゃないかと思うんです。

○大森委員 この文章は、もともと「常勤職員の抑制に努め」というのが先にくるからおかしいので、「業務量が増大する中で、関連する業務を見直し組織の一部を再編するなどを通じて、常勤職員の抑制に努めたと認められる」じゃないですか。そうでないと、おかしいと思うんです。「努め」ということと「再編する努力」が2つ並んでいるということ

を認めたと。

○山本分科会長 そうですね。中期計画自体が常勤職員の増加抑制に努めるということが達成目標ですので、そうすべきでしょうね。

○大森委員 ええ。「常勤職員の抑制に努めたと認められる」でいいんじゃないですか。更に、業務の効率化と組織の円滑な運営を図りたい。今後でもいいですけども。

○山本分科会長 引き続きですね。

○大森委員 ええ。そうでないと文章が合っていないんじゃないですか。

○山本分科会長 では、そのようにすれば先ほどのような懸念も払拭されますので。

○松風国民生活情報室室長 済みません、後半の方はどのように。

○山本分科会長 「再編するなど」ではなくて、「再編することなどを通じて、常勤職員の抑制に努めたと認められる」。そして、「引き続き業務の効率化」云々を図りたいと、そういうことではいかがでしょうか。この部分につきましては、監事さんの意見もありましたし、前回は理事長さんの方からも、法人としてもいろいろ努力はしているけれども、今、消費者庁などの設置もあり、業務量が非常に増大していて大変だという御意見と、まだ頑張れるはずだという委員の御意見があって、これは非常に難しい。これからあらゆる法人、あらゆる独立行政法人が対応しなければいけない大きな課題だと思うんですけど、とりあえず今年度はこの程度の記述にするのが穏当かなというふうに思います。それで、何か一定の線を打ち出すということであれば、これはやはり親委員会の方で、他の法人にも共通した問題ですので、何らかの議論をしていただくということはあるかもしれませんけれども、分科会の20年度評価としてはこういう記述にとどめざるを得ないのではないかと思います。

○大森委員 政権交代も予測されますので。政権が交代したら変わるので、そのときに考えてもらう。独法廃止とか。結構です。

○山本分科会長 ここはそれでよろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

それでは、次の項目で、恐縮ですけども、時間の関係もありますので、Ⅱのところはまとめて読み上げていただけますでしょうか。お願いします。

○松風国民生活情報室室長 「Ⅱ. その他の業務実績等に関する評価」。

「1. 業務運営の改善に関する事項」

裁判外紛争解決手続の整備、P I O - N E Tの刷新、「事故情報データベース」の構築、「早期警戒指標」の開発等により業務量が増大する中で、関連する業務を見直し組織の一部を再編するなど業務運営の効率化を図ったものと認められる。

「2. 事業の実施に関する事項」

「事故情報データベース」収集対象となる情報を保有する10機関のうち、3機関（経済産業省、製品評価技術基盤機構、日本中毒情報センター）と協議を開始するなど、的確に対応した。今後とも、3機関との情報共有を推進するとともに、他の7機関との情報共有化に向けた取り組みも、今後着実に実施するよう期待する。

「3. 職員の能力開発等人事管理に関する事項」

職員の資質の向上を図るため、各種研修会に参加させ、業務遂行のためのスキルの研鑽を図った。今後も職員の資質向上を図るための創意工夫を期待したい。

「4. その他」

前年度の業務評価の際に、当分科会から指摘した事項について、迅速かつ的確に対応した。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。それでは、以上読み上げていただきました項目につきまして、御意見をいただきたいと思えます。

○大森委員 4ページの「その他」の文章で、「前年度の業務評価の際に」の次に点があるけど、点は取った方がいいと思えます。

○山本分科会長 ほかはよろしいですか。

これも文章のケアレスミスかと思えますが、2の「事故情報データベース」の次に「の」を入れた方がよろしいんじゃないでしょうか。それから、2行目で「開始しする」の「し」を取る。それから、3行目の「今後」というのは取る。「今後とも」というのがこの文章の第二文の冒頭にありますので重複しております。

ほかの点で御指摘いただく点はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今の修文を加えて、「その他」は了承ということにさせていただきます。

それでは、次の項目をお願いいたします。

○松風国民生活情報室室長 「Ⅲ. 法人の長等の業務運営状況」。

1. 理事長は、多様化・複雑化する消費者問題に対して、的確に対応するため、役員会を収集・主宰し、重要事項について方針を取りまとめるとともに、中期計画の精力的な推進を図ったと認められる。また、業務の効率的・効果的な推進を図るため、経費の削減に努めるとともに、人材の適切な活用などの確かな業務運営に当たったと認められる。

2. 理事は、役員会において、国民生活センターの重要事項について、積極的に提案を行なうなど、理事長を的確に補佐していると認められる。

3. 監事は、役員会に常時出席し、積極的に意見交換を行なうとともに、監事監査計画により監査を行い、国民生活センターの業務運営状況及び内部統制の状況、有効性について、的確に把握しているものと認められる。

4. 内部統制については、第三者の専門的知見の活用については、いまだ緒に就いたのみで、その具体的な効果の発現は、今後に待つべき状況といえる。また、講じた措置の積極的公表は行なわれていないことから、今後の対応に期待したい。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。この項目についてはいかがでしょうか。

○大森委員 4ですけれども、「講じた措置」というのは何の講じた措置ですか。

○山本分科会長 内部統制、ガバナンス体制の整備に向けた、さまざまな法人内部の措置ですね。これは、総務省からの通知の文章で列挙されている中で、「講じた措置の積極的

公表」というのが記載されていますので、その表現をそのままこちらで使っています。

○大森委員 ここは何となく弱いんですね。私の感じで言えば、この前のヒアリングのときも非常に不十分ですよね。ほとんどやっていないに等しいんじゃないかと思うので、これをもう少し強めに書いて、ちゃんとやれと言った方がいいんじゃないでしょうか。

○山本分科会長 はい。どういうふうに改めましょうか。ほかの委員の方はどうですか。これは、確かに独立行政法人についても、会社法、金商法並みの内部統制を導入すべきだというような方針は示されて、それを受けて総務省からの意見も出ているわけですが、他方において、まだ通則法の改正が実現していない。そこでは具体的な中身が法令上示される。それから、総務省におかれても、それを視野に入れて、では具体的に、こういう公法人といいますか、独立行政法人における内部統制のあり方について、検討をこれから行なうというような動きが出ております。ですから、中身はこれからというところがあるので、確かに私がちょっと見させていただいたところでは、内閣府所管の法人におかれても、従来の評価の中で、沖縄などですと、例えば入札のところや研究費の不正利用防止というようなところで内部統制について記述されている。それから、北対協につきましては、あれは公金を住民に貸し付けるという業務がありますので、そこで内部統制の記述がされている。これに対して、国立公文書館と国民生活センターは今までそういう記述がされていなかった。それで、こういう通知がきているわけだけでも、おっしゃるとおり、確かにあまり気にしていなかったことは事実だと思うんです。今回、我々としては、それを立ち遅れという形でどの程度評価すべきか。それとも、今後の取組みの必要が大きいことは事実ですが、むしろ環境が整備される中で、当然、センターも次年度以降、対応されるということになると思いますので、この程度の記述にとりあえずとどめるかというあたりがポイントかというふうに私は思っているのですけれども。

○大森委員 私は、監事の機能についても、当たり前の仕事しかしていないんじゃないかという印象なので、ここは監事のあり方にも関係しているんじゃないかと思いますね。

○山本分科会長 では、ここはどういうふうに文章を改めるということになりますでしょうか。

○大森委員 緒に就いたのみであり、講じた措置の積極的公表は行なわれていないことから、何とかすべきであるというぐらいにすべきじゃないですか。

○山本分科会長 監事の役割につきましては、3のところ、内部統制の状況、有効性については的確に把握していると原案では評価しております。それで、監事の役割以外の第三者の積極的知見の活用の点については、いまだ緒に就いた段階。それから、講じた措置の積極的公表は行なわれていない。こういう形で書き分けているのですけれども、今の御意見ですと、3のところも更に。

○大森委員 監事の監査計画というのがきましたよね。

○山本分科会長 あそこには内部統制は出ていないんですね。

○大森委員 やっているとは思えない。有効性について把握しているというけど、やって

いるんですか。

○山本分科会長 現行の独立行政法人監査基準では、内部統制についてはどうなっているんですか。それはやることになっているんですか。それがやることになっているのだったら、基準のレベルに達していないということになりますよね。そこがちょっと。

○大森委員 運用状況については、従来のような監査の観点から一応把握していると認められていいけれども。監事さんというのは、法人の中において第三者的な機能を果たす人のことでしょうか、もともとは。

○山本分科会長 そうですね。

○大森委員 そういう緊張感と任務を遂行したいという態度が私は全然感じられなかった。だから、この前、強めに言っているんだけど。内部統制なんてほとんど考えたことがなかった。だから、内部統制の有効性なんて、ここの記述は全然嘘じゃないかと私は思います。ちょっと強く言うと。

○山本分科会長 では、監事さんのところで「内部統制の状況、有効性についての的確に把握している」、ここは取ってしまうというのが1つ。それから、3のところは、こういうことについてもちゃんとやってくださいという文章を書くかどうか。単に取るか、もうちょっと更に書くか。それとも、それはあえて書かないで、場合によっては4のところは監事の役割強化とか、そういう文言を入れて、4のところは全部入れてしまうという考え方もある。これは、長岡委員などはどういうふうにお考えになりますか。

○長岡委員 この間、監事さんからお話を伺った中では、今、内部統制は、規模も小規模ですし、金商法のような、SOX法のような内部統制についての評価はやっていないけれども、一応見ているというお話でしたので、全くやっていないわけではない。ただし、有効かどうかという評価までは行っていないような印象はありました。ただ、問題はないということでしょうけれども。では、具体的にどういう点について、牽制機能があつてとか、効率性がとか、そういった面からはあまり把握しているとは言えなさそうなので、「的確に把握している」というのはどうかなという気はします。

○大森委員 3のところは、「業務運用状況についての的確に把握していると認められる」はいいんですけど、「及び内部統制の状況、有効性について」は取るべきだと思うんですよね。4のところは、内部統制については、第三者の専門的知見の活用を含め、いまだ緒に就いているのか。

○山本分科会長 これは、その後、法人の方から皆様のところにも一応対応状況の御説明の文書がいつているかと思いますが、外部機関や専門家にヒアリングしている。緒には就いているということなのかなということ。

○大森委員 では、そこは若干譲歩して、「内部統制について、第三者の専門的知見の活用を含め、まだ緒に就いたばかりであり、今後早急に体制を整備すべきである」とか、そういうふうに簡単に言ってしまったらどうですか。

○山本分科会長 「いまだ緒に就いたのみで、今後、体制整備に努められたい」と。

○大森委員 少し穏やか過ぎる。私は、「努めるべきある」ぐらい言っているんじゃないかと思うけれども。至って問題意識に欠けているんじゃないか。

○山本分科会長 そうすると、「その具体的な効果の発現」云々は全部削除するわけですね。

○大森委員 そうですね。全体としてまだ緒に就いたばかりで。

○山本分科会長 では、そのようにいたしましょうか。3のところでは、「及び内部統制の状況、有効性」を取る。それから、4については、「第三者の専門的知見の活用」までは維持しますが、その後の文言を「活用を含め、いまだ緒に就いたのみで、今後、体制の整備に努めるべきである。また」と続くというのが今出されている案でございますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

ほかに御意見ございますか。

特にございませんようでしたら、では、そのような修文を加えさせていただきたいと思っております。その他の文言につきましては、原案を維持するというので分科会意見とさせていただきます。

では、最後の項目をお願いします。

○松風国民生活情報室室長 「総合評価」。

平成20年度の独立行政法人国民生活センターの業務の実績については、中期目標の達成に向けて順調に計画を実施している。特に国民への情報提供では、今般、消費者庁設立などに伴い、多様化する消費者問題への行政の対応が注目されている中、国民生活センターが発信する重要性の高いテーマは、テレビ、ラジオ及び新聞等のメディアに数多く取り上げられ、消費者被害の未然防止・拡大防止に寄与している。

また、P I O - N E T等に収集された情報を基に調査・分析を行い、死亡・重篤事故情報等、問題性、緊急性の高い情報については、迅速かつ的確に関係省庁及び事業者団体等へ要望や情報提供を行なった。さらに、自治体へのP I O - N E T端末の追加配備先が決定したことで、地方のネットワークを強化することにより、情報の共有に寄与することが期待される。今後とも、関係省庁や地方センターとの連携を強化するよう努められたい。更に、P I O - N E T等に寄せられる苦情相談を積極的に活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者にわかりやすい形で情報提供を行なうことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい。

職員の給与水準については、前年度に比べて、国家公務員の給与水準に近づいたと認められるが、今後とも国民の理解が得られるものとなるよう努められたい。

国民生活センターは「消費者の権利」確立のための大変重要な組織である。しかし、独立行政法人の整理合理化計画の中で、機能の縮小もあり、限られた予算や人員の中で、果たすべき役割を十分に担っているとは評価しにくい。消費者庁設立に伴う機能強化を期待するとともに、途上にある課題に積極的に取り組まれることを期待する。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。この項目についてはいかがでしょうか。

○大森委員 恐縮ですけど、職員の給与水準のところですが、「近づいた」ではなく、「近づきつつあると認められる」だと思います。その後のことで、ここの文章の言い方は御注意があったんじゃないかなかったですか。「国民の理解が得られるもの」という言い方は、総務省の方から、この言い方の意味がわからないとか。

○山本分科会長 ここは総合評価のところですので、むしろ1ページ目の人件費のところ、1の給与水準のところ、評価委員会がどう考えているのかということで、もう少し強く書くかということですね。ここは、「なお5.4%の差が残存しており、引き続き給与水準の適正化に努められたい」と。従来は「国民の理解を得られるよう努められたい」というようなことでしたが、これはもう少し書くべきかどうかということになるかと思います。

○大森委員 理解の仕方としては、国民生活センターの業務の性質からして、必ず同じにしなければいけない理由があるかどうかということも問題なんですよ、片一方から見ると。しかし、長い間の組織の持っている体質がここにあらわれているというのは私は前からずっと言い続けているんです。だから、「国民の理解が得られる」というのは抽象的でわからないけれども、近づきつつあると認められるから今後とも頑張れというだけでいいんじゃないかと思うんです。

○山本分科会長 ですから、これは1ページ目と同様の文言に直したらよろしいんじゃないですか。「国民の理解が得られるものとなるよう」という言葉ではなくて、「今後引き続き給与水準の適正化に努められたい」と。ギリギリ縮めていってどうかというときに、ほかの法人との比較であるとか、そういうことが最終的にギリギリの議論になるかとは思いますが、それはその段階ですればいい。まだ5.4%は、いろいろな理由があるかもしれませんが、やはり正当化はでき難いのではないかとというのが現段階での判断ですし、法人側もそういうふう判断されているわけですね。

○大森委員 「今後も適正化に努められたい」でいいんじゃないですか。片一方で、国民生活センターは期待に応じて一生懸命やっているという評価もあるので。

それから、最後の3行ですけど、これはどういう意味になるのか。十分に担っているとは評価しにくいんですか。

○大河内委員 これは私が書いたのがそのまま入ってしまっていると思うんですけど、評価しにくかったんですよ。

○山本分科会長 これは法人に対する消極的な評価を述べられているのではなくて、むしろ政府に対して、今後予算を増やして、場合によっては組織的な再編も含めて考えよということの意味しているわけですね。

○大河内委員 私の場合は、そういう意味で書いたんですけども、ただ減らせばいいというものじゃなく、合理化してきちんと使うべきところには使わなければ仕事もちゃんとできないだろうというような、数で目標値をクリアすることはずっとやっていますよね。今までの独法の評価の中で、削減目標とか、そういう意味合いとは違う。

○山本分科会長 そういうことだと思うんです。

- 大森委員 論理的に進めていくと、これを独法から外せということになりますね。
- 山本分科会長 そういうことですね。
- 大森委員 そう別途言うならば、私は賛成します。だけど、ここでそれを言うかどうかということね。
- 山本分科会長 そういうことを言うのであれば、当然理論武装しなければ。
- 大森委員 だから、あえて書くならば、なお書きぐらいにして、消費者庁設置に伴い、センターが果たしている重要な機能とか、期待が高まっている中で云々と何か一言言う。
- 山本分科会長 あるいは、どうせ今度、消費者庁ができて、新政権のもとで、この後また次の議題にも関係しますけれども、いろいろな設置法などで、組織も含めていろいろ見直すとか検討するということが入っていますから、我々がどうのこうのよりも、そっちの方が今後動いていく可能性はありますよね。だから、この段階で、私たちが20年度の評価でどの程度書くべきかということになるのですけれども。
- 大河内委員 書くべきじゃなければ、私は外してもいいんですけど。
- 大森委員 環境激変の中で、うろたえることなしに使命を達成せよと言うならいいんだけど、半分期待しながら半分削減されているから、このままでいくとジレンマに陥る可能性は十分ある。だけど、それを今回、総合評価の中で書くべきかどうかということね。
- 山本分科会長 これは、一番簡単な修文としては、二文を取ってしまったらいいんじゃないですか。最後のパラグラフは3つの文があります。その2番目のセンテンスを取ってしまう。
- 大河内委員 お任せします。書かない方がいいかもしれませんね。
- 山本分科会長 書いても別に、それは、そういう検討をするということは政府部内で決まっていることで、消費者庁設置の附則等で書かれていることですので。
- 大森委員 もう少し表現を変えるならば、消費者庁の設置とか、あるいは新しい消費者行政が多発することの中で、センターに対する期待も高まっている。だから、センターに対して、そういう新しい課題に積極的に対応することを期待したいと。
- 大河内委員 そうですね。大体、この20年度の評価に出てくるのは、翻弄されていて、準備にかかっているものばかりじゃないですか。ですから、それをちょっと後押しできるような言葉になるといいなと思うのですけれども。
- 大森委員 「十分に担っているとは評価しにくい」と言ってしまうと、全部にかかってしまうから、少し激励するような言い方でいいんじゃないですか。
- 大河内委員 それは取りましょう。
- 大森委員 消費者庁の設置とか、新たに消費者行政の多発等に対して、センターの役割に対する期待も国民の中で高まっているし、新たに消費者庁の設置に伴って新しい課題も生まれてくるから、そういうものに対して的確・迅速に対応していくことを期待したいと、そういう趣旨で書いておけば。
- 大河内委員 はい。

○山本分科会長 どういうふうに向向を与えますか。やはり二文は取ってしまつて、最後の3番目のセンテンスに何かつけ加えるのが一番。

○大森委員 私もそう思うんですけど。

○山本分科会長 消費者庁設置に伴う機能強化を期待するというだけでは不十分ということであれば、どういふ文言をつけ加えますでしょうか。

○大森委員 多様化する消費者問題に対する対応にも期待も高まっているんですよ。

○山本分科会長 そのことは上の方に書いてあるのですが。

○大森委員 書いてありましたか。

○山本分科会長 ええ。総合評価の上に方に書いてあります。

○大森委員 では、「消費者庁設立に伴う機能強化を期待する」、それだけでいいですね。

○山本分科会長 それで全部出ているでしょう。それでよろしいんじゃないでしょうか。二文を取るといふこと。

○大河内委員 「期待」が2つついちゃっているんですね。文章的にまずいんじゃないですか。

○山本分科会長 よろしいんじゃないでしょうか。

○大森委員 「途上にある課題」といふのがわかりにくい。

○大河内委員 システムはつくつたけど、これを動かしていないじゃないですか。

○山本分科会長 新規課題と同時に、次から次へと待たなしで目前の問題に対処していかなければいけませんので、将来の機能強化と、ルーチンの仕事もしっかりやっけていってくださいと、両方ここに入っていますので。そういうことでよろしいでしょうか。

そうしましたら、「総合評価」の文章については、先ほどいろいろ御指摘いただいた点を改めますけれども、その他は原案どおり維持したいと思ひます。

その他、「更に」が漢字になったり、平仮名になったりとか、それは最後に全体の字句の修正といふことで統一することにしたいと思ひます。

○松風国民生活情報室室長 一番最後の部分は、3つの文章があるうちの真ん中の文章を削除するだけでよろしゅうございますか。

○山本分科会長 そうですね。

○松風国民生活情報室室長 ありがとうございます。

○山本分科会長 貴重な御意見をたくさん賜りまして、ありがとうございます。今日の一番主要な議題はこれで終了したといふことになります。

ただ、これと付随して財務諸表の検討といふものも残っております。これにつきましては、前回の分科会において、この分野の専門家であられる長岡委員に御検討をお願いしておりました。そこで、長岡委員から、その結果について簡単に御報告をいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○長岡委員 財務諸表について。この財務諸表のほかに、実績報告書等に添付された決算関係の資料を拝見いたしまして、前年度との比較分析等も行いまして、また、必要に応じ

て法人の方から疑問点等をお聞きしました。その結果、特に問題はございませんでした。
○山本分科会長 どうもありがとうございました。そういう御報告をいただきましたが、委員の皆様、何かこの点につきまして御発言がございますか。

では、特にございませんようでしたら、財務諸表につきましては適正に処理されているということで、当分科会としても了承といいますか、特段の意見はないということにさせていただきますかと思っております。

それでは、次の議題に移らせていただきます。独立行政法人国民生活センターの中期目標及び中期計画の変更についてお話ししたいと思います。独立行政法人の中期目標及び中期計画の変更につきましては、本来、評価委員会の方の役割でございますが、分科会においても議論をさせていただきたいと存じます。本日の議論を踏まえて、26日に行なわれます評価委員会の方に話させていただきたいと考えております。

それでは、内閣府の方から変更内容につきまして御説明をお願いしたいと思います。

(内閣府、国民生活センター関係者入室)

○松風国民生活情報室室長 御説明の前に、一言お詫び申し上げたいと思います。御承知のとおり、中期目標・中期計画は、財務省と事前協議のうえ、評価委員会の御意見をお聞きすることになっておるわけですけれども、作業の遅れから、現在、財務省と協議しておるところでございます。大変申しわけございませんが、26日の評価委員会には整いました中期目標・中期計画を御提出いたしますので、御容赦いただきたいと思います。

○川辺消費者企画課長 消費者企画課長をやっております川辺と申します。よろしく願います。座って説明させていただきます。

お手元の「独立行政法人国民生活センター中期目標及び中期計画の変更について」という資料を御覧ください。左側に今回の変更案、右側に現行が書かれております。お時間の関係もございますので、さっと説明をさせていただきたいと思います。

まず、中期目標の方から説明させていただきますが、1ページ目でございます。

今度、消費者庁が設立されることになりました。ここには9月と書いておりますけれども、先般の閣議決定で9月1日に消費者庁が設立されるというふうになっております。それで、消費者庁関連3法案と言っておりますが、まず消費者庁及び消費者委員会の設置法、それから、29本の法律を消費者庁に持ってくる整備法、最後に消費者安全法という法律がございます。この3本の法律の考え方としましては、やはり消費者情報を消費者庁に一元化いたしまして、その中で収集・分析につきましては一元的にやっていくことが重要じゃないかというのが大きな考え方でございます。そういった考え方をもとに、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者安全法などが考えられております。

そこで御覧いただきたいのですが、まず平成21年9月の消費者庁の創設とともに施行された消費者安全法においては、国民生活センターについては主に2つのことが位置づけられております。1つは、都道府県及び市町村に対して必要な援助を行なうこと。もう1つは、消費者庁が行なう消費者事故等の情報の集約・分析に関して緊密な連携・協力を行な

う、そういった内容が規定されております。消費者事故等というのは、文面からしますと事故だけというふうに解されるかもしれませんが、いわゆる事故と言われているもの以外にも、財産事案なども含めております。そういう意味では、幅広い意味での消費者問題について、消費者庁が情報の集約・分析・公表を行なう、そのような規定になっております。その後は、「消費者との緊密な連絡の下」とか、それに対応した文言の修正でございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。事故情報データバンクのところを大きく変更させていただいております。この場合に、消費者安全法の中に、大変大きな事故、重大事故等というふうに申しておりますけれども、例えば人が亡くなられたとか、大変大きなけがをされたとか、また、実際にはけがはされていないんですけれども、危なかったとか、ヒヤリ・ハットと申しておりますけれども、ヒヤリ・ハットであったものについては、関係省庁・地方公共団体の長、国民生活センターの長は、消費者庁の方に速やかに通知するという義務がございます。事故情報データバンクにつきましては、特に従来から事故の情報について広く収集することになっておりますけれども、今般の消費者安全法の成立を受けまして、特に重大事故情報をどうやって共有化するかということも大きな課題となっております。ですから、「関係機関とのネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事故情報等の速やかな共有化を図る。」こういった修文をさせていただいているところでございます。

それから、5ページ目の③を見ていただきたいと思います。消費者庁の行なう注意喚起への協力でございます。今般の消費者安全法においては、消費者庁において、例えばこの製品が大変危険であるとか、そういった場合においては、消費者庁が国民に対して注意喚起を行なう、そのような規定がございます。その場合に、消費者庁は国民生活センターに対して、注意喚起に関する国民への情報提供に対して協力を求めることができる、そのような条文がございます。それに対応するものでございまして、消費者庁が行なう注意喚起について、国民生活センターは可能な限り媒体を利用して消費者に情報を提供する、そのようなところをつけ加えさせていただいているところでございます。

それから、(4)のADRのところでございますが、国民生活センター法が改正されましたので、その事実を反映させているところでございます。

それから、(5)関係機関への情報提供の中で、①に消費者庁への情報提供とございます。先ほども申し上げましたが、消費者事故等が生じた場合には、消費者庁の方にいろいろなところから情報を集約するというところでございますが、国民生活センターもその一翼を担うというふうに法律の中では規定されておりますので、消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法へ消費者庁へ通知するとともに、P I O - N E T等に蓄積されている情報等を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等を取りまとめた結果について、情報共有のための会議の場などを通じ、消費者庁と緊密な情報共有を図る。更に、消費者庁を通じて関係行政機関への情報提供を行なう。今まで国民生

活センターは直接、各省に情報提供などを行なっていたのですが、情報の一元的な集約という観点から、消費者庁を通じて行なっていく、そういうふうには書かせていただいているところでございます。

それから、少し飛びますが、7ページ目、商品テストのところでございます。これも消費者安全法の中に、消費者庁は国民生活センターを含めていろいろな関係機関に必要な協力をもとめることができるとございます。特に国民生活センターの場合には商品テストの機能が重要でございますので、消費者事故等の原因究明を図るために、消費者庁からの求めに応じ必要な協力を行なうと。消費者庁の方から原因究明について国民生活センターの方をお願いを図った場合には必要な協力をいただく、そのような変更になっております。

それから、8番目の中核機関としての役割の強化でございますが、この度、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則の3項に、消費者庁とか、消費者委員会、それから国民生活センターについては、必要な業務や組織の整備について検討して、必要な措置を講ずること、このような趣旨の文言がついておりまして、それにつきまして、このところで入れさせていただいているというところでございます。

最後に、9番目で地方公共団体の支援でございますが、消費者安全法の9条に、都道府県や市町村について支援をするというようなことが明記されておりますので、その具体化ということでここに書かせていただいております。

最後に、5.の中期目標の見直しでございますが、まさに今ここでお話ししているところでございますので、削除というふうにさせていただいているところでございます。

続きまして、計画の方でございます。計画の方の変更も、具体的には今申し上げた目標を具体化する方向で書いておりますので、大きな変更はございませんけれども、まず最初に10ページ目を御覧ください。10ページ目につきましては、「早期警戒指標」の整備につきまして、消費者庁その他のところに定期的に提供する。これは、今まで「早期警戒指標」は整備の段階でございましたが、既に開発が終わりまして、今後、提供する段階になっておりますので、定期的に提供する。

それから、「事故情報データベース」につきましても、先ほど申し上げたように、ヒヤリ・ハット情報を含めて幅広いものを共有するというを具体的に書かせていただいているところでございます。

それから、少しめくっていただきまして、12ページを御覧ください。12ページにつきましても、消費者庁から注意喚起への協力につきましてはここに書かせていただいております。

それから、13ページを御覧いただくと、これもADRとか、先ほど申し上げた消費者庁への情報提供に関して同様の趣旨で書かせていただいているところでございます。

それから、14ページでございますけれども、右を見ますと、苦情相談情報、危害・危険情報、商品テスト結果等の分析に基づいて、関係省庁等による消費者行政担当課長会議等の場を通じて、制度・施策の改善につながる政策提言を行なうと書いておりますが、今後、消費者庁を通じまして、各省に対して調整を行なっていくということでございますので、

そのところは削除させていただいているところでございます。

それから、15 ページも同じような趣旨でございます、消費者庁を中心として商品テストの結果を各省の方に提示していくということでございます。

それから、16 ページ目でございますが、これも先ほど申し上げた業務及び組織の整備、その他及び地方公共団体に対する支援につきまして、目標について若干敷衍をさせていただいているところでございます。

簡単でございますが、以上が中期目標及び中期計画の変更についてのポイントでございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。

○大森委員 センターがお見えですけど、今のように直すと、現行と比べてセンターの方としてはやりにくくなるようなことはないですか。

○田口理事(国民生活センター) それはないと思います。よく消費者庁とも連携をしながら、スムーズな事業運営に努めていきたいと思っております。

○大森委員 ただ、全体の修文は、従来の規定から見ると消費者庁が強くなるんですね。そうすると、消費者庁の方がシャンとしてくれないと困りますよね。今までセンターが直接公表などをやっていたんだけど、少なくとも一部重要なことは通せということになるでしょう。通した消費者庁の方がちゃんと対応してくれなければ、センターの努力は実を結ばないから、私が読むと、若干不安になるんじゃないか。今の方がきちんと直ちにスムーズに情報提供できるんじゃないか。それで、一元化する理由というのが特段にあるわけじゃなくて、今、センターがやっているようなやり方の方がいろいろなことがスムーズにいくんじゃないかとちらっと思ったんですけど、そういう御心配がなければいいんですけど。

○田口理事 消費者庁を通じるという点でプロセスが増えるという面はありますが、他方、関係省庁で対応が必要なもの、政策的対応とか、法制度の変更とか、そういったものについて、従来は国民生活センターから直接要望するという形でやっていたのですが、国民生活センターの要望だけではなかなか制度改正などがすぐには動きにくいという面がございましたが、今後は消費者庁を通じるということで、プロセスの面では増えますけれども、消費者庁を通じることによって、よりインパクトが強くなると思いますか、すぐに対応していただかなければいけないという要請が高まる。各省庁に対しては、消費者庁が措置要求などの権限も持っておりますので、そうした権限を背景として各省に対応を求めるということで、従来の一般的な要望から、より実務的に素早い対応が行なわれるようになるのではないかと、そういう方向でぜひやっていただきたいというふうに思っております。

○山本分科会長 ほかに御発言はございますか。

○大森委員 違うことで一言。せっかく課長が出てきているんですけど、このままで消費者庁ができて、全体の消費者行政が体制としても強化されるんですね。それから、センタ

一の方の機能も増しますよね。ちょっと心配になることは、このままで独法を続けられるだろうか。片一方で、独法通則の中に相当強い削減要求になっているわけですよ。ですから、交付金が増えるということもあるかもしれないけれども、独法の枠組みの中で今後もやっていかれるようにこの法律改正でお考えになったのだろうか。私は、相当ジレンマが起こり始めていて、努力にも限界があるじゃないかと思うのね。どうせあなたはたぶん消費者庁に行く人でしょう。行くかどうかわからないけど、行ったら、本当にこういう形態のものでセンターの本来の機能が果たし得るかどうかについてもそろそろ検討すべきではないかと私は個人的に思っていて、もともと私の個人的意見は、本来ならば内閣府にある独法は廃止すべきだと。もともと独法にふさわしくないと思っているんですよ。それで、長い間ずっと引き受けてきたんです。だから、返し得るものはきちんと返すべきじゃないかと思っていて、国民生活センターはだんだんその方向に向かっていくように思っていたんだけど、相も変わらず独法の中の枠組みに置き続けるんじゃないか。それが本当に適正な消費者行政の強化に当たるのだろうかというのが、意見ですけど、将来どこかで考えてもらいたい。素人としての希望ですけれども。あなたができるだけ偉くなって、そのことを考えてもらいたいと思っているんです。

○山本分科会長 附則のことをちょっと御説明していただけますか。前回配付されていますけど、設置法の附則で、国民生活センターのことについても一定の規定が設けられていますね。

○川辺消費者企画課長 3年以内にということでございますが、センターだけでなく、消費者庁及び消費者委員会の所掌事務、組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他消費者行政に係る体制の更なる整備を図るという点から検討する、そういう文章になってございます。そういう意味では、国民生活センターのあり方についてももちろん考えていかなければならないということでございます。

○山本分科会長 ほかの委員の皆様は、この中期目標・中期計画につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

○田口理事 ただいま消費者企画課長から御説明のありました附則の件でございますが、この附則が設けられた背景、考え方として私どもが受けとめておりますのは、国民生活センターに課された役割を十分に果たしていくには、現在の予算なり人員のままではなかなか限界がある。その役割を今後とも十分に果たしていくには、組織とか業務のあり方についても一度見直しをして、期待される役割が十分果たせるように3年以内に見直しをしていくということが附則に書き込まれていると考えております。したがって、先ほど大森委員から、これからやりにくくならないかという御指摘をいただきましたが、やりにくくならないためにも、国民生活センターの業務、組織のあり方についても一度見直しをいただいで、十分期待される役割を果たしていけるようにしていかなければいけない。この中期目標・中期計画で課された役割が現状のままで全て申し分なく十分に果たせるということでは必ずしもなくて、こういう見直し条項に沿って組織や業務を見直すことと相まっ

て、当センターに期待される役割を果たしていくものだというふうに私どもは考えております。

○山本分科会長 ほかの委員の方、何かございますか。特によろしいでしょうか。

それでは、委員の方からは、この中期目標・中期計画の変更について特段異論は述べられなかったかと思っておりますので、当分科会としては、この変更につきましては了承というか、意見なしということで、改めてこれは本委員会の方に意見を述べるということになるかと思っております。

では、この議題につきましては以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(内閣府・国民生活センター関係者退室)

○山本分科会長 それでは、最後となりますが、今後の予定につきまして事務局の方から説明をお願いします。

○松風国民生活情報室室長 参考資料3でございます。縦書きの表がありまして、今後の予定が書いてある絵でございますが、来週8月26日に評価委員会の本委員会がございますので、また皆様方の御出席をお願いしたいと思っております。

また、本日いろいろ御意見をいただいた評価案につきまして、至急内容を整えたうえ、山本部会長にも御説明し、各委員にも御連絡を差し上げたいと思っております。また、8月26日におきましては、その内容を踏まえ、山本部会長から御報告いただきたいと思っておりますので、またよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

以上で、本日予定された議題は全て終了いたしました。予定の時間をかなりオーバーしてしまいましたが、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。